

# 仕様書

## 令和5年度水道局中央監視室 無停電電源装置修繕

八尾市水道局



## 第 1 節 概 要

### 1. 修繕概要

本件は、水道局中央監視室の無停電電源装置内の蓄電池が経年劣化により、蓄電能力が低下しているため蓄電池の取替を行い、施設の安全を確保することを目的とする。

2. 件 名 令和 5 年度水道局中央監視室無停電電源装置修繕
3. 履行場所 八尾市光南町一丁目 4 番 3 0 号
4. 履行期間 契約締結日 ～ 令和 6 年 3 月 1 5 日

## 第 2 節 修繕範囲

本修繕の修繕範囲は、下記の項目を行うものとする。

1. 水道局中央監視室 無停電電源装置（出力容量 2kVA、3 台）蓄電池取替 一式
2. 動作試験 一式
3. その他付帯作業 一式

## 第 3 節 一般事項

### 1. 適用範囲

本仕様書は、「令和 5 年度水道局中央監視室無停電電源装置修繕」に適用する。ただし、仕様書に記載なき事項については、発注者と受注者の協議による。

### 2. 法令等の遵守及び官公庁等への手続き

- (1) 本件の履行にあたっては、本仕様書及び八尾市水道局標準仕様書（共通編）等によるほか関係法令（水道法、労働基準法、労働安全衛生法その他）を遵守するものとする。
- (2) 本件の履行に必要な監督官庁からの指示命令等を遵守しなければならない。
- (3) 八尾市暴力団排除条例の内容を十分に理解し、遵守しなければならない。

### 3. 関係書類

受注者は、関係書類を提出し、監督員の承認を得て、修繕に着手するものとする。

- (1) 受注者は、監督員が指示する書類を遅滞なく提出しなければならない。
- (2) 本修繕において必要な諸官庁等への届け出手続きは、受注者の責において行うものとする。

### 4. 事故防止

受注者は、修繕関係者及び付近住民の生命・身体・財産等に危害や迷惑を及ぼさないよう必要な処置を講じるものとする。ただし、万一事故発生の場合は、迅速かつ適切な処置を行い、被害を最小限にとどめるよう努め、事故発生の原因及び経過・事故による被害の状況等について、速やかに監督員に報告するとともに、5 日以内に事故報告書を提出するものとする。

### 5. 公害防止

修繕にあたり、機械等を使用する場合は、騒音規制法等に従うものとする。この場合において、これらの関係法令により届け出を必要とする場合は、受注者において行うものとする。

### 6. 修繕

- (1) 修繕に必要な機械器具及び材料等は、監督員の指示に従い、十分な数量を準備し、修繕作業上支障の無いようにするとともに監督員が不相当と認めたときは、速やかに取り替えるものとする。ただし、受注者は、機械器具の搬出入及び、据え付け場所や諸材料の置場等について監督員の承認を受けるとともに、その指示に従うものとする。

- (2) 受注者は、作業時間及び休日作業について、監督員と打ち合わせ承認を得るものとする。
- (3) 受注者は、修繕現場の写真（作業前・作業中・作業後）を撮影するものとする。
- (4) 受注者は、監督員が指示した場合は、施工図・施工計画書等を提出し承認を受けるものとする。
- (5) 受注者は、現在稼働している機器類を調査してこれら機器類に支障をきたさぬように注意を払い修繕を行うものとする。もしも支障をきたした場合は受注者の費用で修復するとともに、損害を弁償するものとする。

## 7. 検査

受注者は、修繕が完了したときは、「完了検査願」を提出して、修繕現場の写真を添付して検査を受けるものとする。

## 8. 契約不適合

- (1) 発注者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) 発注者は、引き渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という。）をすることができない。

また、設備機器本体等の契約不適合については、引き渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引き渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

## 9. 機器類及び材料

本修繕で使用する機器類及び材料は、日本産業規格・日本電機工業会標準規格・電気規格調査会標準規格・日本水道協会規格・日本電気計測器工業会規格などの規格製品で発注者の承認を得た製品を使用するものとする。

また、特殊な機器、材料及び指定に該当しないものについては、発注者と受注者との協議のうえ決定するものとする。